

# 軽自動車税の税率が変わります

軽自動車税の税率が  
変更になります

平成二十七年年度税制改正などに伴い、地方税法が一部改正されたことにより、平成二十八年度から、軽自動車税の税率が変わります。また、環境にやさしい軽自動車の普及を促進するため、三輪および四輪の軽自動車を対象に、グリーン化特例が適用されます。新たな税率については、



軽自動車に新税率が適用

原動機付自転車および二輪車は「表1」、三輪および四輪の軽自動車は「表2」とおりです。

**新たな制度を実施**

○グリーン化特例

三輪および四輪の軽自動車、燃費性能などが優れた、環境負荷が小さいものについて、税率を軽減する制度です。

平成二十七年四月一日から平成二十八年度三月三十一日までに新規取得した車両が対象で、平成二十八年度の課税分に適用されます。

○重課

平成十四年十二月以前に新規検査（\*）を受け、十年を経過した車両には、重課税が適用されます。ただし、電気自動車や天然ガス自動車などは対象外です。

\*今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用するときに受ける検査

**車両の譲渡などの手続きはお早めに**

軽自動車税・自動車税は、四月一日現在の所有者に対し課税されます。所有権が留保されている場合は、使用者が課税対象者となります。

車両の譲渡や廃車、住所変更などをする場合は、窓口「表3」で、三月三十一日（木）までに手続きを完了してください。三月下旬になると、大変混雑しますので、早めの手続きをお願いいたします。

※制度などについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

〈表2〉三輪および四輪の軽自動車の税率（税額）

区分	平成27年 3月31日 以前に取得の新車	平成27年 4月1日 以後に取得の新車	グリーン化特例			重課 新規検査から13年経過の車両		
			電気自動車・天然ガス自動車	燃費性能（*）				
				大きく優れている車両	優れている車両			
軽減率	-	-	75%軽減	50%軽減	25%軽減	-		
三輪	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円

\*燃費性能が大きく優れている車両＝平成32年度燃費基準+20%達成車（乗用）、平成27年度燃費基準+35%達成車（貨物）。燃費性能が優れている車両＝平成32年度燃費基準達成車（乗用）、平成27年度燃費基準+15%達成車（貨物）。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

〈表3〉車両の譲渡などの手続き窓口

車種	手続き窓口
原動機付自転車・小型特殊自動車	市民税課、各税務事務所、各支所税務担当窓口
軽自動車四輪	軽自動車検査協会コールセンター ☎050-3816-1838
軽自動車二輪	軽自動車検査協会いわき支所（中部工業団地内） ☎72-0656
自動車・二輪の小型自動車	いわき自動車検査登録事務所（内郷綴町） ☎050-5540-2016



## 市制施行50周年記念オリジナルナンバープレートのデザインが決定

市民税課市民税第三係 ☎22-7428

本年10月1日に、市制施行50周年を迎えるに当たり、多くの皆さんに本市に対する愛着を深めてもらうとともに、市内外への情報発信・PRを効果的に行うため、原動機付自転車等の課税標識（ナンバープレート）に独自のデザインを施した「オリジナルナンバープレート」を広く募集し、市内外から50点の応募をいただきました。



▲最優秀賞に選ばれた居関さんの作品

これらを、選考委員会において厳正に審査し、最優秀賞に選ばれた居関孝男さん（京都市西京区）の作品が、オリジナルナンバープレートのデザインに決定しました。

今後は、決定したデザインでオリジナルナンバープレートを作成し、10月3日（月）から交付を開始する予定です。また、希望する方は、現在交付しているナンバープレートを、オリジナルナンバープレートに交換することができます。

〈表1〉原動機付自転車および二輪車の税率（税額）

区分	～平成27年度	平成28年度～	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽自動車	二輪（125cc超～250cc以下）	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円

○お問い合わせ  
市民税課市民税第三係  
（軽自動車税）  
☎22-7428  
県いわき地方振興局  
県税部（自動車税）  
☎24-6025